質問にお答えします

事務所衛生基準規則の一部改正について

問　私は、従業員が約50人の会社の総務課に勤務しており、衛生管理者として選任されています。

この度、事務所衛生基準規則が改正されるとの話を聞いたのですが、その内容を教えてください。

答　事務所衛生基準規則は昭和47年に制定され、今年で50年経ちます。

この規則は、清潔保持や休養のための措置、事務所の作業環境等の規定について、労働者の働きやすい環境整備への関心の高まり、さらに昨今のテレワークなど社会状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行うことが求められていました。

そして昨年3月、厚生労働省の「事務所衛生基準のあり方に関する検討会」が、事務所における衛生水準のあり方及び同基準を見直すことについての検討結果を取りまとめました。

この結果に基づく改正の概要は次の通りです。

【改正の内容】

1、照度の基準

(1)作業の区分を「一般的な事務作業」及び「付随的な事務作業」の2区分に変更すること。

(2)照度基準については、一般的な事務作業においては300ルクス以上、付随的な事務作業においては150ルクス以上とすること。

●精密な作業を行うときは、JIS Z9110等を参照し、対応する作業に応じてより高い照度を事業場で定める。

(3)付随的な事務作業（資料の袋詰めやクリップ留め等の文字を読み込む必要のない作業）

●70ルクス以上→150ルクス以上とする（現行基準から1段階上げる）。

2、便所の設置基準

(1)基本方針

男性用と女性用に区別して設けることが原則であること。

(2)少人数の事務所における例外

同時に就業する労働者が常時十人以内である場合は、現行で求めている、便所を男性用と女性用に区別することの例外として、独立個室型の便所を設けることで足りることとすること。

(3)男性用と女性用に区別した便所を各々設置した上で付加的に設ける便所の取扱い

男性用と女性用に区別した便所を設置した上で、独立個室型の便所を設置する場合は、男性用大便所の便房、男性用小便所及び女性用便所の便房をそれぞれ一定程度設置したもの(※)として取り扱うことができるものとする。

※男性用大便所又は女性用便所の便房の数もしくは男性用小便所の箇所数を算定する際に基準とする当該事業場における同時に就業する労働者の数について、独立個室型の便所1個につき男女それぞれ十人ずつ減ずることができることとすること。

【省令の改正ではないが運用面での手当を行うもの】

更衣設備、休憩の設備等

1、更衣室やシャワー設備

●更衣室やシャワー設備を設ける場合は性別にかかわらず安全に利用できる必要あり。

●プライバシーにも配慮すべき。

2、休憩の設備

●事業場の実情に応じ、利用人数に応じた広さや、備えるべき設備の検討が期待される。

3、休養室・休養所

●専用の設備でなくても、性別にかかわらず体調不良者等が常に利用可能であることが重要。

●入口や通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所の状況等に応じた配慮をすべき。

（オノ労働衛生コンサルタント事務所所長　尾野吉則）

イラスト・木村武司